

議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、藤井寺市議会議員（以下「議員」という。）の果たすべき職責を踏まえ、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として法律上の身体を拘束する処分を受けた場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第16号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の一時差止処分)

第2条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けたときは、逮捕等を受けた日から逮捕等を解かれる日までの期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差し止める。

2 前項の規定による議員報酬の一時差止めの際、既に逮捕等を受けた日の属する月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため当該月の一時差止めができないときは、翌月の議員報酬から当該一時差し止めるべき額を差し引いて支給する。

3 前2項の規定により支給を一時差し止める議員報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

4 第1項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた議員に対し、当該一時差止処分に係る刑事事件について、公訴を提起しない処分が行われたとき又は無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、速やかに当該一時差止処分を取り消し、一時差止処分を受けた議員報酬は、その月に属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、当該議員が議員の資格を失っているときも同様とする。

(期末手当の一時差止処分)

第3条 議員が基準日の前6月以内の期間において、一時差止処分を受けたときは、議員報酬等条例第5条の規定にかかわらず、期末手当の支給を一時差し止める。

2 前条第4項の規定は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分について準用する。

(一時差し止めた議員報酬及び期末手当の不支給)

第4条 第2条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定により議員報酬又は期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた議員に対し、当該処分に係る刑事事件について、有罪の判決が確定したときは、当該処分に係る議員報酬及び期末手当を支給しない。

(端数計算)

第5条 この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(減額等の効力)

第6条 この条例の規定により議員報酬又は期末手当の減額、一時差し止め、又は不支給(以下この項において「議員報酬等の減額等」という。)を受けた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の議員報酬等の減額等の効力は及ばない。

(疑義の決定)

第7条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が決定する。

2 議長は、前項の決定に当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申を得るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。